

## 景観条例（仮称）検討委員会（第1回準備会） 委員発言要旨

<前半>

（門内座長）

- ・ 日常の業務等からの疑問、問題提起などについて発言願いたい。

（深町委員）

- ・ 京都府全体で見れば、農山漁村など個性豊かな景観がある。
- ・ 農山漁村景観は、地域の資源をうまく使った形でそれぞれに特徴ある景観が成り立っている。景観という切り口から、資源の活用や生態系を考えていくことも重要。
- ・ 今回の条例の中で農山漁村景観をいかに組み込めるかが非常に大事。
- ・ 府の特徴として、府域の面積のうち、森林面積が75%。その内、民有林が95%ということがある。  
緑であれば良い、ということではなく、まちの背景として、あるいは、視対象として、どのようにメンテナンスしていけば良いか考える必要がある。

（北村委員）

- ・ 景観法では、景観に関しては地方公共団体が役割を果たすこととなったが、法律では市町村を主体として考えていると思われる。
- ・ 外国の事例でも、景観や都市計画に関しては、市町村に力を持たせている。  
そうすると、府県レベルでの条例や規制ということに、どういった意味があるか考える必要がある。
- ・ 一つは、広域的なもので、一市町村だけでは取り組めない問題。例えば、複数の市町村にまたがっている対象。
- ・ もう一つは、京都市以外の市町村、特に、中北部の市町村では景観に関する規制を自ら行うのは難しい状況があり、府としてこういった地域にミニマムスタンダードをかけるという意味はある。ただし、府と市町村の役割分担をどう考えるかによって、取り組み方針は変わってくるので、検討の論点となると思う。
- ・ 地方自治法第14条で地方公共団体の事務として独自条例を定めることができる。  
2つのハードルがあり、一つは公共団体の事務であることでありこれは大きな問題とはならない。もう一つは、法令等に抵触しないことが必要。単純に言ってしまうと、甘い規制（行政指導、勧告等）は抵触しないが、強力な規制（一定の命令を行う、刑事罰）を設けるなど実効性を持たせようとするとならば法への抵触の問題が出てくる。

（谷口委員）

- ・ 府民関心としては、テーマとは別にして、京都府行政に対する関心はあまり高くないのが実態といえる。前年度の京の景観形成推進プランのパブリックコメントでも16件であり、それでも多い方ではないか。この辺りが現実であろう。
- ・ 府民参画の基本は、「府が何をしているか」という情報をきっちり公開すること。これが第一歩であり、ここに行政としての努力、工夫があるのでは。
- ・ 事務局説明でも景観は横割りで、という話もあったが、今回の条例では、行政内部の連携・協働が重要となってくる。（産業、農山漁村、環境等）
- ・ まず、庁内の連携があり、広域振興局との連携、その次に市町村との連携がある。
- ・ 理念、理想は多く語れるが、実際に進めていくには非常に難しい問題である。100年後、200年後に我々の子孫がどういう環境で育っていくか考えていきたい。

（栗山委員）

- ・昔は、各市町村には、美しい景観は資産になる、あるいはまちづくりに活かしていくという発想が浸透していなかった。
- ・今は、環境の問題から、森や川など景観にも少しは目を向けられるようになった。
- ・しかし、強い誘導策がないと市町村は動かないだろう。
- ・H17に京都市が近代和風建築調査を全市的に実施し、継続調査として府に移管するということになっている。景観という観点から、府もバックアップしてほしい。
- ・文化財、農林も一緒に考えていって貰いたい。
- ・全国的に見ると、府の有形登録文化財は数が少ない。緩やかな規制であり、相続税の評価額の減免措置もあり、使わない手はない。これまでの文化財行政は社寺、仏閣など単体のものを保全していくといったことを中心に行っていたが、発見し、掘り起こし、さらにまちづくりに活かしていくというように方向転換してほしい。

#### (千振委員)

- ・これまで、業界としては景観も大事であるが、個々の利益を優先し、建ぺい率、容積率等の規制緩和を要求してきたが、今は、かなり変わってきている。
- ・昨年、京都市のまちづくりセンターとの協働により、京町家専門小委員会を設置し、保存・再生・活用していこうという動きをしている。
- ・今までは、古い物は潰すしかなくコストがかかる、という発想であったが、今は、保存再生により、商業的価値及び不動産的価値を高め、街並み保存、観光、経済の活性化にも役立ち、また、そういった取り組みに、やりがいを感じてきているといった事業者がでてきている。
- ・京都府以外の方がその景観の価値を認めており、もちろん、住民の価値観を高めるということも重要であるが、外部の評価を住民に伝えることで、住民の行動やプライドに繋がっている。
- ・住民が郷土を愛する心を持ち、それを外部が支援し、そこで生活することに付加価値を持たせていく - これを如何に持続させていくか。
- ・京町家でも外部資産が撤退した後の問題もある。
- ・この景観、資産を残さないと大変な事になるという気持ちを持つことが大事。

#### (山仲委員)

- ・景観に関する条例は重要な事項だと考えるが、規制がかかるということに関しては、マイナス面もあるかと思うので、その辺をよく見極めていきたい。
- ・宇治駅前の商業地域での高さ規制は、景観の向上という効果の反面、資産価値の下落もあり、これがどういうバランスが取られていくのか注目していきたい。
- ・京都市の田の字地区における高さ規制の話が出たときも、銀行関係者から、資産価値が減るといった声が聞かれた。良好な環境保全も理解できるが、資産価値とのバランスを考慮していかなければならない。
- ・市町村合併は、補助金問題などマイナス思考で進んでいる。大きな一つの都市計画をつくり、新たな都市の発展を目指すという発想を。
- ・条例では、単に規制するというだけではなく、新たな伝統や文化の形成やまちづくりも考慮を。

#### (幾世委員)

- ・天橋立は「神が住みたもう場所」。昔は住民も自然景観の恩恵を受けていたという意識があり、まちづくり(景観)にも配慮されてきた。  
しかし、高度成長期に駅前の瓦屋根の和風建築物を看板建築にするなど、間違った方向に進んだ。今は、それを反省し様々なことに取り組んでいる。
- ・観光地では、まちづくりがしっかりしているところに、外部から観光客がくる。  
例えば湯布院、住んでよし、訪ねてよりよし。自分たちが住む町を大事にしようという考え方が流されてきた結果、町並み景観が乱れてきたのでは。

(杉原委員)

- ・都市計画の専門的視点でまちを見るのと、一方で、生活者の視点でまち見ることが大事。
- ・現在でも、農村部は開発と保全のバランスはある程度保たれている。しかし、大都市周辺部はスプロール化していて、土地利用や景観に問題がある。
- ・基本的には、美しいものを美しい、と感じる人が出てこないといけない。  
いろいろな考え方の人がおり、景観に関しても様々な考え方がある。最後は「まちづくり」の五文字に尽きる。

<休憩 - 後半>

(門内座長)

- ・京の景観形成推進プランに「3つの視座」がある。検討委員会でも盛んに議論されたことである。景観は単に目に見えるものだけではないといったことは、何度も指摘があった。
- ・住人が良好な景観を享受し豊かに暮らしている姿を、外部の人が見て美しいと感じる。
- ・生産活動も含めて生活の中からにじみ出てくる景色を「生活景」と名付け、学会のトピックにもなっている。
- ・府と市町村の役割を超えて、目に見えない遠くの農山漁村に支えられて都市がある。都市計画も都市農村計画や都市田園計画というふうに広域に視野を広げて考えないといけないし、その間にある問題も考えないと解決できない。そういう意味で、市町村という枠組みだけで考えていてはいけない。
- ・事務局からは3つの論点が提示されている。
- ・1つ目は、府と市町村の役割分担の整理、であり、府の担う役割、取り組みの方向について、ご意見を伺いたい。
- ・2つ目は、府と市町村の役割分担を踏まえ、景観法をどのように活用していくのか。特に、景観計画区域以外への条例適用の必要性、可能性といった問題。あるいは、市町村が景観行政団体となることを基本とするなら、どのような支援が必要か。
- ・3つ目は、府民参加による景観まちづくりの推進や意識醸成の方策、既に委員からも指摘があった。景観は地域との連関も強いが、眺望景観など広域的になる場合もある。府民の知覚、感覚に根ざしてまちづくりを考えていく必要がある。
- ・府民参加は、参加させるといっても、社会の仕組み全体が変わってきていて、情報選択は受け手が考えるという時代であり、情報共有が重要となっていており、このことが社会や産業も含め、長いパースペクティブで見ると必要なことである。

(北村委員)

- ・市町村間の景観に関する調整を行う仕組みをどうするかは、1つの検討テーマであり、条例として考えていった良いのでは。
- ・例えば、眺望景観に関する複数市町村にまたがる、視点場、視対象、その中間領域とそれぞれの調整役。

(門内座長)

- ・視点場と視対象を考えたとき、受益者と規制を受けるものが異なり、その調整が必要。

(深町委員)

- ・スケールの問題をはっきりしておいた方がよい。  
人が歩いてみる景観と、眺望景観の違いなど。しかし、それらは重層的に重なっている。
- (人を中心としたもの、山など生態を考慮したもの 等)

(門内委員)

- ・景観法でも一番最後までもめていたのが、景観行政団体という事項。二重行政を避けるため府県又は市町村の景観行政団体に一本化した。
- ・将来的には市町村に一元化するとしても、その過渡期や、広域の課題、弱い市町村対応、などを考えると、府県の役割も大きい。

(杉原委員)

- ・一般論として、市町村は地域密着型で地元には明るいのが、建築職など専門職がない。一方、府職員は現場には遠いが、専門性の蓄積や資質は一般的にはある。府の強みを持ちながら、市町村の弱みをどう補えるか。
- ・地域の景観やまちづくりを考える上では地域住民の力が大事ではあるが、市町村の職員の感性を高めないとダメである。
- ・市町村は、日々奔走しており、景観など落ち着いて考えられない状況がある。府は市町村間のコーディネーターとして、市町村職員を集めた情報交換や市町村同士が切磋琢磨できる場、良いものを学び合う場の設定等の支援が必要。
- ・最後は、市町村が力を高めないと景観を良くする力はない。

(門内座長)

- ・府の役割として人材育成がある。もう少し具体的に議論する必要はあるが、今回の論点としてあるのでは。

(杉原委員)

- ・市町村が競い合うのも大事であるが、市町村間の壁を低くし、風通しを良くすることも府の役割では。

(栗山委員)

- ・京都市であっても、市の行政内部だけで景観問題を全て解決していくのは大変なこと。
- ・京都市には、京都市景観・まちづくりセンターがあり、ここを中心としてテーマ毎に横断的部署にまたがり取り組まれている。
- ・市町村だけでは期待はできない。役所の中でまとめていくとは難しい。横断的に活動する場所が必要。
- ・必ずしも箱物は必要ではなく、人のネットワークを地域毎で作っていく。人が活動するフィールドを作る支援。

(門内座長)

- ・景観シンポジウムでも幾世委員から指摘があったが、「まちづくりは人づくり」であり、人のネットワークが様々な智恵を生んでいく。人の育成には、職員の育成や府民の育成だけではなく、また、地域の活動団体の情報交換の場の設定(人のネットワークの形成)など媒介者的役割などもある。

(幾世委員)

- ・景観アクションプランで掲げている「景観まちづくりの担い手支援」について、例えばアドバイザー派遣、景観計画策定支援などは、前倒ししてでもすぐの実施して欲しい。

(谷口委員)

- ・府職員のプロデュース、コーディネート能力を高めること。
- ・京都府にはNPO法人の登録数が非常に多いが、法人登録の有無に関わらず市民活動団体とどう連携をどうするか。

- ・例えば、由良川水系を市町村横断的に活動しているNPOがある。市町村間の連携のためには、府民の活動組織の育成といったこともあるのでは。

(門内座長)

- ・例えば、通り、街道に沿って活動するなど、NPO法人等では、市町村界を超え、地域と地域を結ぶ活動をしている人もいる。

(山仲委員)

- ・商売をしていると、他より目立たせるということが大事であるが、それが重なると非常に醜いものとなる。行政が看板の集約化の調整などしてくれれば、それだけでも景観が良くなるのでは。

(門内座長)

- ・他者との関係を考慮することで、全体を高めるという発想。これまで、建築分野でもそういった教育を行ってこなかった。
- ・景観は発見できる。(知識を入れると違う見方ができる。)そういう意味で景観はおもしろい。
- ・事務局提案の3つの論点について、様々な意見を頂いた。

(事務局)

- ・次回は、条例骨子素案とともに、具体的な施策の方向性や内容をご検討頂きたい。
- ・日程は、6月20日(火)午前9時30分。場所等は後日連絡する。



会議風景